

2025年3月30日

専門医、認定医の認定に関する諸細則の改定について

専門医制度運営会議

専門医、認定医の認定更新に必要な生涯教育単位について、「プライマリ・ケア教育に関する活動」での単位の対象者を、これまで教育責任者、受け入れ責任者に限っていたものを、直接の指導医にも広げる改定です。新制度での専門医、旧制度での専門医および認定医のいずれに関する細則も該当部分は同じ条文です。

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門医の認定に関する細則

家庭医療専門医の認定に関する細則

プライマリ・ケア認定医の認定に関する細則

いずれも共通で、第12条第3項の表の項目6「プライマリ・ケア教育に関する活動」の備考欄（上限の説明）と生涯学習単位の説明※6について

現行

	項目	生涯学習単位	備考
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	※6	上限 15 単位

改定

6	プライマリ・ケア教育に関する活動	※6	上限 年度あたり 3 単位、計 15 単位
---	------------------	----	------------------------------

現行	改定
※6 以下の場合に単位を付与する。 (1) 後期研修プログラムの研修 プログラム責任者 及び総合診療 専門研修 I・II の施設の教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して 3 単位/年	※6 以下の場合に単位を付与する。 (1) 家庭医療専門研修及び総合診療専門研修 のプログラム責任者、または それぞれの 専門研修 I・II の施設の教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して 3 単位/年。 家庭医療専門研修及び総合診療専門研修においてプログラム責任者からの依頼を受けて直接指導や評価を担当した場合、1 名を 1 週間担当する毎に 1 単位。

<p>(2) 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して 3 単位／年</p> <p>(3) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して 3 単位／年</p>	<p>(2) 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して 3 単位／年。家庭医療や総合診療を提供する場で責任者からの依頼を受けて直接指導や評価を担当した場合、1 名を 1 週間担当する毎に 1 単位。</p> <p>(3) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して 3 単位／年。家庭医療や総合診療を提供する場で責任者からの依頼を受けて直接指導や評価を担当した場合、1 名を 1 週間担当する毎に 1 単位。</p>
---	---

以上です。